

自治体病院経営に関する要望

地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、議会の議決を経て設立された自治体病院は、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担っている。

近年は、医師不足・偏在の問題のほか、度重なる医療制度改革や診療報酬の見直し等によって厳しい経営を強いられており、診療科の縮小・廃止に止まらず、休止・閉院に追い込まれる病院もあるなど、一層深刻な事態となっている。

地域住民に良質な医療を提供するためには、臨床研修制度の見直しや医師派遣機能の強化など、深刻な医師不足等の解消を図る実効性のある施策の展開はもとより、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の充実強化を図ることが必要不可欠である。

よって、国におかれては、自治体病院経営安定のため、別記事項を実現されるよう強く要望する。

平成22年10月18日

全国自治体病院経営都市議会協議会
会 長 西 條 正 道
(徳島市議会議長)

1. 財政対策について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に、過疎地、産科、小児科、救急医療に対しては、地方交付税措置等を拡充強化すること。
- (2) 公立病院改革プラン等にもとづく、再編・ネットワーク化に伴う経費については、地方交付税措置をはじめ財政支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 平成21年度補正予算で創設された「地域医療再生基金」は、救急医療の確保や医師確保など地域における医療課題の解決に資するものであるが、平成22年度予算編成過程において財政上の都合により執行停止とされた部分については、速やかに財政措置すること。

2. 医師不足・偏在対策について

- (1) 政権公約が掲げる「医師数の1.5倍増」という数値目標については、地方の医療計画に資するよう、それに至る工程表を併せて示すこと。
- (2) 産科・小児科・外科・麻酔科をはじめ医師不足が深刻な診療科については、診療報酬の充実や人件費の補助など抜本的な対策を講じるとともに、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (3) 医師の地域偏在を改善するため、二次医療圏単位で

診療科ごとの必要医師数を確保する機能を持つ調整機関を設置すること。

- (4) 女性医師の出産や育児による離職を抑制するとともに、復職を促し、その就業率を高めるため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (5) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じること。少なくとも、病院・診療所の管理者となる要件に、地域医療の従事経験を付加すること。
- (6) 医学部の定員増及び地域枠の拡大を更に図るとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など抜本的な対策を講じること。
- (7) 都道府県の地域医療対策協議会の取組に対する支援を更に図るとともに、都道府県域を越えた実効性のある緊急医師派遣制度を確立すること。
- (8) 医師の負担を軽減するため、その勤務環境の改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

3. 救急医療体制について

- (1) 救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療情報システムの再構築を含め、救急医療体制の確保・充実を図ること。
- (2) 軽度な症状でさえも安易に夜間の救急医療機関を受診するなど、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。